

全国土地改良優良工事等学術技術最優秀賞の選定基準等

1 対象

全国土地改良優良工事等学術技術最優秀賞（以下「最優秀賞」という。）の表彰対象となる優良工事等は、地方農政局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「農政局長等」という。）が発注し、前年度までの過去3年間に完成した工事及びこれに密接に関係する業務であって、農政局長等の表彰を受けたものとする。

2 審査の方法

審査は、農業農村工学会に設ける全国土地改良優良工事等審査会（以下「審査会」という。）が行い、優良工事等の中から最優秀賞を数点選定する。審査会は農林水産省農村振興局施工企画調整室長と5名程度の学識経験者で構成し、審査会長は学識経験者から選出する。

3 選定の基準

（1）工事

- ・工事実施に際して導入した新技術、新工法に革新性または先駆性があり、将来の土地改良工事の技術発展に大きく寄与するものとして、学術的にも高く評価できる工事を最優秀賞として選定する。
- ・新技術の導入は、本体工事以外の仮設計画や安全管理、環境保護対策であっても、革新性または先駆性を学術的に高く評価できるものは対象とする。
- ・地形、地質、気象、流況等の現場条件が極めて特殊であって、工法や仮設計画等の独自の工夫によりこれを克服して、優良な成績を収めた工事については、審査会委員の合意がある場合に限り、新技術、新工法の導入に該当するものとして扱う。

（2）業務

- ・業務については、新技術、新工法の開発または導入があり、その革新性または先駆性を学術的に高く評価できるもので、実際に施工され、その成果や効果を確認できるものを対象とする。

4 表彰の方法

選定された工事または業務の請負者の代表者を審査会長名で最優秀賞として

表彰する。

ただし、工事については、新技術の開発者や導入提案者の功績が特に顕著と認められる場合には、併せてその者を表彰する。

5 その他

26年度に実施する第1回最優秀賞の選定に当たっては、1の対象を「前年度までの過去4年間に完成した工事及びこれに密接に関係する業務であって、農政局長等の表彰を受けたものとする。」とする。

また、前年度から継続審査しているものについては、完成年度によらず1の対象とする。